

広島県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地		変更年月日
	新	旧	
カンバラ歯科醫院	呉市音戸町波多見五丁目五番一号	呉市音戸町音戸四九七八番地三一	平成二十二年九月一日
坪島歯科診療所	東広島市八本松飯田五丁目八番三二号	東広島市八本松飯田天神一二四二番地一	平成九年一月一日